

共同研究室

昭和四一年度第九回研究会（二月九日）

▼テーマ

物的関係の背後の人的関係における
法のおよび経済的な両規定の二重性
について

——交換過程および

労働市場に限定して——

報告者 梯 明 秀氏

（報告要旨は次号に掲載予定）

昭和四二年度第三回研究会（六月九日）

▼テーマ 「戦後の所得分布の変動」

報告者 関 弥三郎氏

報告要旨

本報告は昭和30年代の日本経済の成長期における所得分布構造の変化を統計的に調べたものである。所得分布の構造を統計的に研究する場合、国民所得の賃金、利子、利潤等の所得種類別分配構造を調べる方法と、経済主体をその所得額の大ききで分類した所得階級別構造を調べる方法の二つがある。前者は社会階級間における所得分配の状態を示すのであり、後者は経済主体間における所得分配の不平等の

状態を示すのである。

一、所得種類別分布の変化

まず昭和30年以降の国民所得の所得種類別分配構造の変化をみるのであるが、国民所得を賃金部分である雇用者所得と利潤部分に当る不労所得（内容は表1の注参照）および両者の性質を併せ有する個人業主所得の三つの所得種類に分けて、その構成割合の変化をみると次のことが明らかである（表1参照）。

(1) 雇用者所得と不労所得の構成割合は、好況期には不労所得の割合が増加しその代り雇用者所得の割合は低下し、不況期にはその逆の動きがみられるという逆相関の関係にある景氣的波動を描きながら、次第に増加してきた。そして、30—36年度の設備投資を軸とする高度成長の時期には、雇用者所得の割合は横這い状態であってその間に僅か一・八%増加したにすぎないのに対して、不労所得の割合は一〇・七%という大幅の増加を示したのである。ところが37年の景気後退以後は、それまでの過度の設備投資の結果日本経済の基調が供給過剰に変化したために、不労所得の割合は36年度を境に低下し36—40年度には四・四%減少した。これに対し

表1 分配国民所得の構成比率の増減

(単位：%)

昭和 年度	分配 所得	雇用 所得	個人 所得	(内)		不労所得	(内)	
				農林業	非農林業		個人財 産所得	法人所得
30年度	100.0	48.8	37.9	20.1	17.8	13.3	6.7	8.0
36	100.0	50.6	25.4	11.7	13.8	24.0	9.6	14.9
40	100.0	57.2	23.2	9.7	13.4	19.6	10.9	10.5
36—30		1.8	-12.5	-8.4	-4.0	10.7	2.9	6.9
40—36		6.6	-2.2	-2.0	-0.4	-4.4	1.3	-4.4
40—30		8.4	-14.7	-10.4	-4.4	6.3	4.2	2.5

注(1) 不労所得は個人財産所得、法人企業から個人への移転、法人税・税外負担、法人留保、政府の事業・財産所得、一般政府負債利子(控除)、消費者負債利子(控除)の和である。

(2) 個人財産所得と法人所得には国内法人からの個人配当所得(40年度で約1.8%)が重複して含まれている。

表2 分配国民所得の伸び率

(単位：10億円、倍)

昭和 年度	分配 所得	雇用 所得	個人 所得	(内)		不労所得	(内)	
				農林業	非農林業		個人財 産所得	法人所得
30年度	7,182	3,506	2,723	1,443	1,280	953	478	576
36	15,414	7,794	3,921	1,798	2,122	3,700	1,475	2,296
40	25,067	14,333	5,805	2,441	3,364	4,929	2,744	2,638
36/30	2.15	2.22	1.44	1.25	1.66	3.88	3.09	3.99
40/36	1.63	1.84	1.48	1.36	1.59	1.33	1.86	1.15
40/30	3.49	4.09	2.13	1.69	2.63	5.17	5.74	4.58

て、経済の拡大に伴う労働力特に若年労働者に対する需要の増加を基礎に、雇者所得の割合は上昇を続けその間に六・六割の増加を生じた。その結果30—40年度の10カ年間を通じてみると、雇者所得の割合は八・四割増加し不労所得の割合は六・三割の増加に止まったのであって、40年度の国民所得の分配構造は30年度よりも雇者所得に有利に変動したといえる。

(2) 次に所得額の伸び率を比較すると(表2)、30—36年度(前期)の伸び率は雇者所得の二・二倍に対して不労所得は三・九倍であってずっと大きく、ところが36—40年度(後期)の伸び率は雇者所得が一・八倍で不労所得の一・三倍よりも若干高いだけであったから、30—40年度の10カ年間では雇者所得四・一倍、不労所得五・二倍で不労所得の方

が高い結果になった。

かくて、30年代の後期になって雇用者所得は国民所得の相対的な取り分においても、また所得額の伸び率においても不労所得よりも有利になったのであるが、前期におけるそれらの不利が著しかったために、30年代全体を通じてみる時は国民所得の分配構造が雇用者所得に有利に変わっただけであって、所得の増加のテンポの点では不労所得に及ばなかったのである。

(3) なお不労所得のうち大きなウエイトを占める個人財産所得と法人所得の構成割合の変化をみると、法人所得の割合は36年度までは景氣的波動を描きながら増加してきたがそれ以後は減少に転じ、その結果30—40年度の10カ年間に割合は二・五%増加し所得額は四・六倍に増加した。これに対して個人財産所得(賃貸料、利子、配当)はその性質上景氣的影響が少いために、その割合はほぼ直線的に増加し10カ年間に割合は四・二%ふえ所得額は五・四倍に増加したのであつて、不労所得の増加の主役が前期は法人所得であつたのが後期は個人財産所得に変わったのである。

(4) 最後に個人業主所得の構成割合は上に凹の曲線状で低

下を続け景氣的波動は全く認められず、30—40年度の10カ年間にその割合は一四・七%減少した。そしてこの間の所得額の伸び率は二・一倍であつて雇用者所得の伸び率の約半分である。

このような個人業主所得の構成割合の低下は主として農林業の業主所得の割合の減少によるものであつて、非農林業の業主所得の割合の低下は34年度まででありそれ以後はほぼ横這い状態である。30年代の日本経済の成長を可能ならしめた要因の一つは労働力の供給が円滑に行なわれたことであり、それは就業人口の増加の外に農業における就業者の第二次、第三次産業への移動によって可能となつたのであつて(表3参照)、このことが先の農林業と非農林業の業主所得の構成割合の変化を生ぜしめたのである。

なお30年代における非農林業の業主所得の伸び率が二・六倍で雇用者所得の伸び率四・一倍に比べて非常に低いのは、一つには非農林業の自営業主および家族従業者の人数の増加率が雇用者の増加率よりも相当低いためであつて(表3参照)、必ずしも平均所得水準の伸び率の低位を意味するものではないのである。

表3 就業人口の増減 (単位:千人)

	30年	40年	40-30	40/30
総数	39,261	47,629	8,367	1.21倍
雇 用 者	17,972	29,102	11,130	1.62
自営業主	5,127	4,484	- 643	0.87
{ 農 林				
{ 非農林	4,268	4,809	541	1.13
家 族 者	9,616	6,283	-3,333	0.65
{ 農 林				
{ 非農林	2,278	2,939	662	1.29
不 詳	0	11	11	

注 国勢調査による10月1日現在の値であって、40年は1%抽出集計の結果である。

表4 個人所得の構成比率の増減 (単位:%)

昭 和	個人所得	雇 用 者 所 得	個人業 主 所 得	不 勞 所 得	(内) 個人財 産 所 得	政府振 替 所 得
30年度	100.0	49.6	38.6	11.8	6.8	4.9
36	100.0	56.2	28.3	15.5	10.6	4.9
40	100.0	59.1	23.9	17.0	11.3	5.7
36-30		6.6	-10.3	3.7	3.8	0.0
40-36		2.9	- 4.4	1.5	0.7	0.8
40-30		9.5	-14.7	5.2	4.5	0.8

注 不勞所得は個人財産所得、法人企業から個人への移転、消費者負債利子(控除)、政府からの個人への移転、海外からの個人への移転の和である。

表5 個人所得の伸び率 (単位:10億円, 倍)

昭 和	個人所得	雇 用 者 所 得	個人業 主 所 得	不 勞 所 得	(内) 個人財 産 所 得	政府振 替 所 得
30年度	7,061	3,506	2,723	832	478	347
36	13,877	7,794	3,921	2,162	1,475	679
40	24,245	14,333	5,805	4,107	2,744	1,383
36/30	1.97	2.22	1.44	2.60	3.09	1.96
40/36	1.75	1.84	1.48	1.90	1.86	2.04
40/30	3.43	4.09	2.13	4.93	5.74	3.98

以上の分配国民所得の構造は家計

と企業および政府を含めた分配関係である。次にこれを家計のみに限ってみると個人勘定の個人所得で与えられる。

(5) 個人所得を雇 用 者 所 得、個人業主所得および不勞所得の三つに分けてその構成割合の変化をみると、分配国民所得の場合のような大きな景氣的波動はなく雇 用 者 所 得 も 不 勞 所 得

得も共に単調に増加している。そして36年度を境とする前期、後期のいずれにおいても構成割合の増加は雇 用 者 所 得 の方が不勞所得よりも大きいのであるが、所得額の伸び率は逆に不勞所得の方が高くただその差が後期は非常に小さくなっただけである(表4、5)。従って30-40年度の10カ年間で

は個人所得の取り分の点では雇用者所得に有利になったが、所得額の増加のテンポは不労所得よりも低位に止まったのである。

そしてこのような関係は不労所得のうちの個人財産所得に對してはより著しく、その前期の伸び率が大きいために、10カ年間の増加率は雇用者所得の四・一倍に對して個人財産所得は五・七倍の高さである。

なお不労所得の殆んどを占める個人財産所得と政府からの振替所得を比較すると、前期は個人財産所得の方が構成割合の増加、伸び率共に大きかったが、後期は逆に政府からの振替所得の方がいずれも大きくなっている。

個人業主所得については分配所得の場合と同じであるので繰返さない。

以上要するに、個人業主所得が賃金と利潤の混合体であつてその分離が困難であるから、明確に雇用者所得（賃金）と不労所得（利潤）の分配関係を統計的に知ることはできないが、30年代における国民所得の分配関係は後期から雇用者所得に有利に変つてきたのであるが、30年代全般を通じてみる時は不労所得特に個人財産所得の方がより多く所得を拡大

することができたのである。

二、所得階級別分布の変化

次に、経済主体間における所得分配の変化をみるのであるが、ここでは就業構造基本調査（昭和31年から始まり以後3年毎に行なわれる）による世帯単位のデータによって行なうのであつて、これは先の個人所得の所得階級別構造の分析である。このデータは、過去1カ年間に世帯の構成員が得た勤労所得、財産所得、振替所得のすべてを合計した年間世帯収入によつて、世帯を所得階級別に分類したものである。しかし、この世帯収入は自計申告であるから記入の正確性が問題であり、また標本調査の性格上その数が極めて少ない（しかし所得金額のウェイトは相当高い）高額所得層が十分把握されていないと思われるから、このデータによる所得分布の分析は精度が低いことに注意すべきである。それにもかかわらずこの資料によるのは、全国の世帯を対象とし世帯収入を調べた資料としては唯一のものであり、世帯主の就業状態、産業、従業上の地位別の資料も得られるからである。なおこのデータは前年の7月からその年の6月までの1カ年間の収入を調べたものであり、従つて例えば31年の資料は国民所得統

表6 所得階層別一世帯当り平均所得額とその伸び率 (単位: 万円, 倍)

	31年	34年	37年	40年	37/31	40/37	40/31
総数	22.8	28.9	41.9	59.3	1.84	1.42	2.60
第Iグループ	11.2	13.7	17.0	28.5	1.52	1.68	2.56
第IIグループ	23.2	31.3	38.6	63.1	1.66	1.64	2.73
第IIIグループ	44.3	63.9	85.5	131.5	1.93	1.54	2.97

注(1) 世帯総数を所得の順に列べて、下位 $\frac{1}{4}$ の世帯を第Iグループ、次の $\frac{1}{4}$ の世帯を第IIグループ、残りの上位 $\frac{1}{4}$ の世帯を第IIIグループとした。

(2) 31年のデータは月平均世帯収入で与えられているので、平均所得額は単純に12倍して年額に換算した。

(1) 計の30年度の値に対応するものとみるべきであろう。
まず31年から40年までの所得階級別世帯数分布の形態を比較すると、所得水準の上昇のために度数集中点が高額所得へ移動し度数分布の山が次第に低くなり、所得の上限値が急速に高まっている。従って一世帯当り平均所得額は特に34年以降急激に増大し、40年は31年の二・六倍になった(表6)。

この所得水準の上昇のテンポを所得階級の上中下位について比較するために、世帯総数を第Iグループ(下位 $\frac{1}{4}$ の世帯)、第IIグループ(中位 $\frac{1}{4}$ の世帯)、第IIIグループ(上位 $\frac{1}{4}$ の世帯)

の三つに分けて、それぞれの平均所得額を計算しその伸び率を比べると表5のとおりである。それによると31—37年(30—36年度に相当する)の6カ年間で高所得層程平均所得額の増加のテンポが大きく、特に第IIIグループの増加率は著しく高い。ところが37—40年(36—39年度に対応する)の3カ年間で低所得層の方が平均所得の増加率は高くなっており、各グループの増加率はあまり大きな違いはない。しかし30年代の9カ年間を通じてみる時は所得の高い層程平均所得の増加のテンポはより大である。

このような30年代の前期と後期における所得グループ別の所得水準の上昇テンポの変化は、主として先に個人所得でみた個人財産所得の伸び率が後期に著しく鈍化したことによるものと考えられる。

(2) 前期における高所得層程平均所得の伸び率が高いことは所得格差の拡大を意味し、後期の低所得層程平均所得の増加率が大きいことは所得格差の縮小をあらわすのである。これを確かめるために変動係数と歪度を計算すると、31から37年にかけてそれらの値が増加して所得格差の拡大をあらわし、ところが40年にはこれらの値は若干減少して所得格差の

縮小を示している（表7）。

昭和四二年度第五回研究会（七月七日）

▼テーマ 「戦後西ドイツの農業と農政」

報告者 大藪輝雄氏

報告要旨 第二次大戦後の日本においては、ドイツ農業は、日本農業との関係において、主として次の二つの面から研究せられた。

第一には、戦後日本の農地改革が「上から」の改革であったところから、歴史上における「上から」の農業改革の代表である、「プロシヤ型」の農業資本主義化のコースが盛んに論議され、その結果、グーツヴィルトシャフトからユンカー経営に至る東ドイツの農業発展の歴史的研究が多くの人々によつてなされ、日本との対比が行なわれたのである。

第二には、農地改革の結果つくり出された、日本の「農民的土地所有」または「自作農的土地所有」の性格が西ドイツの小農との対比において問題とされ、さらに最近では国家独占資本主義の下での農民層分解の特徴や国家独占資本主義的農業合理化政策である「農業構造改善政策」が比較検討されている。

表7

	31年	34年	37年	40年
変動係数(%)	71.2	80.2	82.1	77.9
歪度	+1.20	+1.28	+1.32	+1.28
ローレンツ曲線の面積	0.180	0.201	0.204	0.197

注. 歪度は次式で計算した

$$S_k = \frac{1}{\sigma} \sqrt{\frac{3}{n} \sum (X - \bar{X})^3}$$

に当る)の9カ年間を通じて比べると所得格差は拡大し、所得分布の不平等度は高まっているのである。

以上の所得階級別分布の分析は世帯総数について行なったのであるが、これを更に世帯主の就業状態、産業、従業上の地位別に行ない、あるいはまた個人についての所得階級別分布を就業状態、産業別に比較することが必要であるが、それは今後の課題である。

更に所得階級別の世帯数とそれが得た所得金額とを併せ考慮して所得分布の不平等度を測るローレンツ曲線の面積の値を計算すると、やはり31年から37年にかけて増加し、40年には反落して、所得分布の不平等度が前期には増大したが後期には若干縮小したことを示している。

しかし31—40年(30—39年度

報告者は、この第二の見地から、以下の諸項目によって、戦後西ドイツの農業と農政の展開を概観し、そこでの問題点を指摘した。

一、戦後西ドイツにおける農業政策の展開

1、戦後西ドイツ独占資本の復活

2、独占資本の復活と農業政策

(1) 土地改革

(2) 市場規制法

(3) 農業法

(4) EEC共通農業政策

二、西ドイツの農業構造と農民層の分解

1、EECにおける西ドイツ農業の地位

2、独占資本の発展と農業

3、農民層の分解

(1) 農用地規模別農業経営の変動

(2) 農民層分解についての諸説

(3) 問題点